

完成用部品指定審査における課題の整理について

課題① 利益率等の公平性

〈現状〉

- 完成用部品価格は、補装具費支給事務取扱要領において、「完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計」とされている。
- 完成用部品指定申請に必要な項目は、
 - ① 製造原価・輸入原価(原材料費あるいは輸入原価、人件費あるいは輸入コスト)
 - ② 販売管理費、中間業者による流通経費及び利益
 - ③ 開発費
 - ④ 申請者の利益となっているが、利益率等の係数が定められておらず、申請者の申告をそのまま認めている。
- そのため、申請者により、見込利益率にばらつきが生じている。

対応案

既製品装具については、申請される製造原価(輸入原価)に対し、原価計算方式を用いて一律に係数を乗じることにより本体価格を算出することとされたが(第62回補装具評価検討会)、完成用部品についても、同様に係数を用いることとしてはいかがか。

課題② 加工費について

〈現状〉

- 「完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計」のうち管理等に要する経費の計とは、

補装具製作事業者が完成用部品の組付け・調整・管理等を行う費用

とされている。

- 一例として、完成用部品のうち、支柱付装具に用いる各継手については、その加工費が製作要素として定められているが、義肢では完成用部品の加工調整費が製作要素価格に定められていない(現在では殻構造義足に比べ骨格構造義足が主流となっている)。

(例)膝継手の場合

装具の製作要素:遊動式(片側) 6,600円

義足の製作要素:設定なし

- 加工・調整の有無や装具の継手であるか否かにかかわらず、現在はすべて同一の「管理等に要する経費」が算定されている。

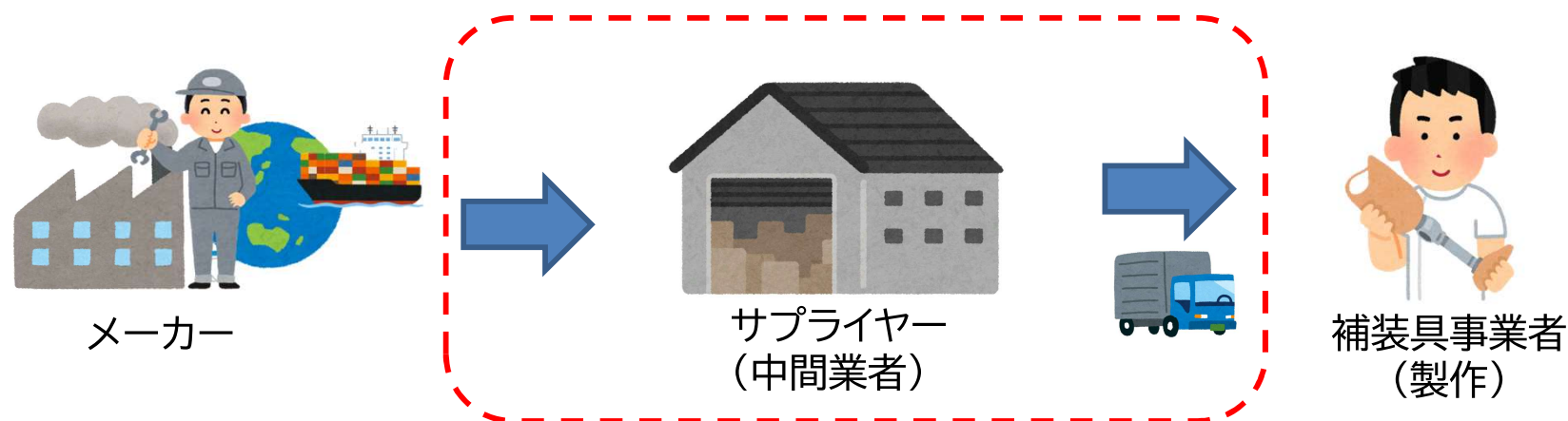
対応案

義肢の利益率は装具に比べて低いと報告されているところ(第60回補装具評価検討会)、義肢の完成用部品個々の実態に見合った加工費を算定することを目的に、来年度以降、完成用部品の加工等を行うための所要時間調査等を行ってはいかがか。

課題③ 申請者が補装具事業者の場合

〈現状〉

- 完成用部品指定申請には、「中間業者による流通経費及び利益」を申告する。
- 当該補装具事業者が自社ブランドの完成用部品を使用する場合は、中間業者が介在しない。
- 申請時は、他の補装具事業者に対して販売した際の「中間業者による流通経費及び利益」を含んだ価格設定となっていることから、これらの経費を申告している場合は当該申請者の利益となる。



補装具事業者が自社ブランドの製品を使用する場合は、
サプライヤーや流通経費が存在しない。

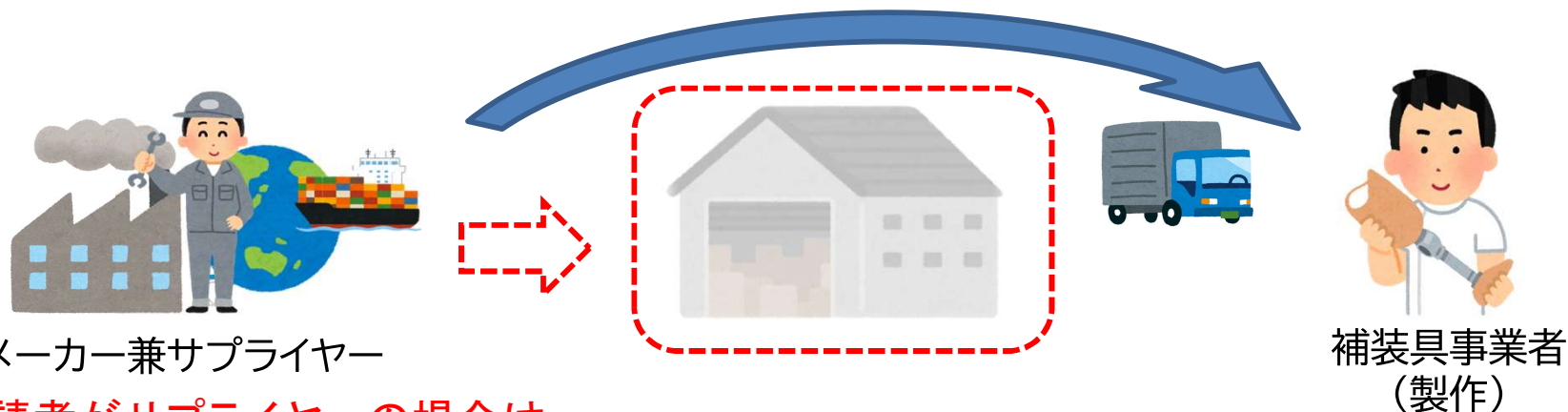
対応案

来年度の指定申請においては、中間業者を介した場合の価格のほかに、補装具事業者が自社で申請した完成用部品を使用する場合の価格についても申請させてはいかかがか。

課題④ 申請者がサプライヤーの場合

〈現状〉

- 完成用部品の申請者がサプライヤーの場合は、メーカーからサプライヤーへの流通経費や中間業者による利益が発生しない。
- 申請時に、サプライヤーを介して販売した際の「中間業者による流通経費及び利益」を含んだ価格設定としている場合は、これらの経費が当該申請者の利益となっている。



申請者がサプライヤーの場合は、
メーカーからサプライヤーへの流通経費や中間マージンが発生しない。

対応案

来年度の指定申請において、申請者がサプライヤーの場合は、「中間業者による流通経費及び利益」を含まない価格を申請することとしてはいかがか。

課題⑤ 完成用部品の機能分類及び区分、名称等の整理

〈現状〉

- 骨格構造義肢のようにモジュラーパーツを使用するものは、形状、素材、機能が同一であるものの、メーカーや価格が異なる製品が完成用部品として指定されている。
- モジュラーパーツについて、諸外国では、同一の形状、素材、機能であれば同一価格とする機能分類を取り入れているところもある。

対応案

- 骨格構造義肢のモジュラーパーツ(チューブ、チューブクランプアダプタ、ダブルアダプタ、ターンテーブル等)においては機能による分類を行い、同一の機能及び素材であれば同一価格で算定することとしてはいかがか。なお、完成用部品指定申請時には、安全性を担保するため、価格以外の項目については従来どおりの申請内容とする。

(例) チューブ

アルミニウム	〇〇〇円
ステンレス	〇〇〇円
カーボン	〇〇〇円



どのメーカーの製品でも使用可能であるが、安全試験、フィールドテスト等の申請基準を満たしていることが必要

- 完成用部品の一覧表においては、区分や名称等の分類や記載方法が統一されていないため、完成用部品の記載方法について定めるとともに、現状の区分、名称等を整理してはいかがか。

課題⑥ 姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子の各種目の明確化

〈現状〉

- 姿勢保持装置の構造フレームに車椅子及び電動車椅子を使用することができることから、姿勢保持装置と、車椅子及び電動車椅子との種目の境界があいまいである。
- 車椅子又は電動車椅子で算定するよりも姿勢保持装置で算定する方が高額で算定できる場合もある等、一物二価となっている。
- 車椅子及び電動車椅子においても姿勢保持は重要であり、クッション等の算定は可能であることから、例えば、車椅子にクッション(オーダーメイド含む。)を付属品として支給した場合の種目名は車椅子である一方、車椅子に姿勢保持装置を搭載した場合の種目名は姿勢保持装置となっている。

対応案

今年度は、車椅子及び電動車椅子のフレームを完成用部品の構造フレームとして指定することはしない方針とした。

令和9年の告示改正に向けて、車椅子及び電動車椅子のフレームに姿勢保持装置を搭載した場合でも、種目としては車椅子又は電動車椅子として取り扱うこととし、算定方法については、従来と同様に、姿勢保持装置と重複する部分については95%を控除することとして、算定基準についての議論を継続してはいかがか。